

「アスハマ」は、身近な地域での芸術文化の振興を図るための活動を支援する制度です。この制度では、市内芸術文化団体調査の結果によるニーズ把握に基づき、項目別の支援を行っています。アートによる地域の活性化を推進するために、公共文化施設以外の様々な場所で実施する、質の高いアートプロジェクト等を募集します。

手 続 き	第1回募集	第2回募集	備 考
申請書（第1号様式）の提出	3月10日まで （必着）	8月20日まで （必着）	持参（平日のみ）郵送のいずれでも結構です。
審査委員会（審査・選考）	3月中旬	9月上旬	事業内容、収支予算書等について照会することがあります。
（交付団体、交付予定額の決定）	3月中旬	9月上旬	
（交付内定の通知）	3月下旬		
（交付決定の通知）	4月上旬	9月中旬	
事業開始	4月1日以降	10月1日以降	
事業実施報告書（第8号様式）の提出	事業終了後1ヶ月以内 （最終提出日：平成22年4月15日）		領収書（写）等必要書類を添えて提出してください。
交付額の確定通知	事業実施報告書の確認後		交付額決定通知書により確定します。
請求書（第12号様式）の提出	交付額決定通知書の受理後		所定の請求書に必要事項を記入して、提出してください。
（補助金の交付）	請求書受理後1ヶ月以内		口座振り込み払いとします。

※太字の部分は、団体が行う手続きです。

※審査結果は、採否の有無にかかわらず応募団体すべてに通知します。

〒231-8315 横浜市中区本町6-50-1

ヨコハマ・クリエイティブシティ・センター アスハマ担当

電話：045-221-0325 FAX：045-221-0215

E-mail：arts-kyodo@yaf.or.jp

（お問い合わせメールの題名：21年度アスハマの〇〇〇〇について）

横浜市 地域芸術文化活動 支援事業助成

財団法人横浜市芸術文化振興財団

平成21年度

アスハマ

募集案内

募集期間

~~第1回~~ 平成21年2月13日(金)～平成21年3月10日(火) 募集終了

第2回 平成21年6月1日(月)～平成21年8月20日(木)

対象事業

↓ 平成21年4月1日以降に実施する事業(第1回募集)

↓ 平成21年10月1日以降に実施する事業(第2回募集)

1 | 趣旨

「アスハマ」は、身近な地域での芸術文化の振興を図るための活動を支援する制度です。この制度では、市内芸術文化団体調査の結果によるニーズ把握に基づき、項目別の支援を行っています。アートによる地域の活性化を推進するために、公共文化施設以外の様々な場所で実施する、質の高いアートプロジェクト等を募集します。

2 | 補助の対象事業

補助の対象となる事業は、平成21年4月から平成22年3月の期間に横浜市内で行われるもので、広く市民の皆さんを対象に行う芸術文化事業に関する公演、展示、コンクール、ワークショップ、交流事業等とします。ただし、チャリティー等慈善を目的とする事業、宗教的または政治的な宣伝意図を有すると認められるものは除きます。

■ 審査に当たっては、次のような性格を持つ事業を優先します。

- (1) 公共性の優れて高い事業
- (2) 芸術文化活動を地域の活性化に役立てる事業
- (3) 優れた芸術文化事業でありながら、その性格上採算が望まれない事業
- (4) その他横浜市内における芸術文化の振興への寄与が特に高いと認められる事業

■ 次の事業は対象となりません。

- (1) 学校、職員団体、教室等が行う発表会、展示会等
- (2) 特定の会員等を対象とするコンクール、鑑賞事業等
- (3) 記念発表に限られる活動

3 | 補助の対象とならない経費

次の経費は、4の支援項目に該当する経費であっても補助対象となりません。

- (1) 自らが設置し又は管理する会場設備で活動を行う場合の会場経費
- (2) 懇親会、表彰式、パーティー等の会場経費
- (3) 当日配布や有料頒布するプログラム・図録等の作成経費

4 | 支援の項目と補助金の額

横浜市内における地域芸術文化活動を振興するため、次の項目について支援します。申請の際に、以下の3項目の中からいずれか1つを選択してください。重複しての申請はできません。また、決定後に他の経費に流用・変更することはできませんので、ご注意ください。

項目	内容	金額
① 会場経費支援	会場(リハーサル利用含む)の利用料・付帯設備利用料	対象経費の範囲内 (上限20万円)
② 広報経費支援	事業の広報のためのチラシ・ポスター等印刷経費、ホームページ制作費(維持管理費は除く)、DM送付代	
③ 施工・運搬経費支援	公演等会場への楽器・舞台道具等の運搬経費、展示施工費	

※以下に例とする公共文化施設を会場とする事業は対象外とします。

【対象外とする施設】

各区の公会堂、各区の区民文化センター、関内ホール、横浜美術館、横浜みなとみらいホール、横浜能楽堂、横浜にぎわい座、横浜赤レンガ倉庫1号館、横浜市民ギャラリー、横浜市民ギャラリーあざみ野、大佛次郎記念館、吉野町市民プラザ、岩間市民プラザ、大倉山記念館、長浜ホール、久良岐能舞台、陶芸センター、S Tスポット、BankART Studio NYK、ヨコハマ・クリエイティブシティ・センター(旧 BankART1929)、Z A I M、急な坂スタジオ、創造空間 9001、都筑の文化夢スタジオ、県民ホール、県立音楽堂、かながわアートホール、県立青少年センター、その他横浜市内及び神奈川県が文化活動の場として設置した施設

5 | 補助対象事業の実施期間

— 第1回—平成21年4月1日から平成22年3月31日までに実施する事業。— 募集終了
第2回 平成21年10月1日から平成22年3月31日までに実施する事業。

ただし、年度を超えて実施する事業であっても、横浜市の文化振興のため特に必要と認める場合は、補助の対象とします。その場合、年度ごとに申請をして審査を受けなければなりません。

6 | 補助の対象団体

次の要件をすべて満たす団体を対象とします。

- (1) 芸術文化の振興を主たる目的として活動する団体であること。
- (2) 主たる活動の場所を横浜市内に置く団体であること。
- (3) 団体の意思決定、執行する組織が確立されている団体で、かつ、自ら経理、監査する等の会計組織を有すること。

■ ただし、次のいずれかに該当する団体は除きます。

- (1) 営利を目的として活動を行っている団体
- (2) 地方自治法の主導により設立された財団法人等

7 | 補助の決定時期

補助金申請書及び添付資料を審査委員会で審査し、補助対象事業と交付予定額を決定します。

8 | 補助金交付の時期

事業終了後に交付します。

事業終了後1ヶ月以内に提出された「事業実施報告書」と補助対象経費の領収書(写)など添付資料を精査して交付額を決定し、その後、請求書に基づいて交付します。

ただし、会場経費など、公演実施前に支払が必要で、金額が請求書等で確認できる場合には、事前に一部を交付できます。

9 | 申請の際の提出書類

- (1) 補助金申請書(第1号様式)
- (2) 事業計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 団体調書(第4号様式)

※提出する際、(1)～(4)の各書類のコピーを3セット、原本と併せて提出してください。

※(1)～(4)の様式は、横浜市芸術文化振興財団のホームページ【ヨコハマ・アートナビ】(<http://www.yaf.or.jp/>)からダウンロードできます。